

宮崎県環境情報センター運営業務等の委託に係る 企画提案競技実施要領

1 趣旨

県の環境教育の拠点である宮崎県環境情報センターの運営と宮崎県次世代エネルギーパーク活用推進事業の遂行に係る委託先を決定するため企画提案競技を実施する。

2 業務の内容 別添 2（業務委託仕様書）のとおり

3 委託期間 令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 4 年 3 月 3 1 日（木）まで

4 委託料の上限

委託料は 1 2, 8 1 8 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

①宮崎県環境情報センターの運営に関する業務 1 2, 0 5 3 千円

②宮崎県次世代エネルギーパーク活用推進に関する業務 7 6 5 千円

※委託料は、年 4 回に分割して概算払いとする。

5 応募要件

企画提案に参加できる者は、法人（営利・非営利を問わない。）であって次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に事務所及び主たる活動拠点を有すること。
- (3) 県内において、環境保全に関し幅広い分野を対象とした実践活動に携わっていること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 県税に未納がないこと。

6 企画提案競技実施の告知方法

県ホームページにより告知

7 スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 企画提案競技実施公告 | 令和 3 年 2 月 1 8 日（木） |
| (2) 事前説明会 | 令和 3 年 3 月 2 日（火） |
| (3) 質問書の受付締切 | 令和 3 年 3 月 8 日（月） |

- | | |
|---------------------------|------------------------------------|
| (4) 企画書等提出期限 | 令和3年3月17日(水) |
| (5) 審査会(プレゼンテーション及びヒアリング) | 令和3年3月23日(火)
※詳細な時間については別途通知する。 |
| (6) 契約締結 | 令和3年4月1日(木) |

8 企画提案競技の実施方法

(1) 事前説明会の開催

- ① 日 時 令和3年3月2日(火) 午後2時から(1時間程度)
- ② 場 所 県庁7号館2階 環境森林部会議室
- ③ 参加申込 別紙1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、2月26日(金)正午までにファクス又は電子メールにて提出すること。
※参加人数は各者2名までとしてください。
※説明会への出欠が審査に影響することはありませんが、応募を予定される場合はできる限り出席してください。

(2) 質問事項の対応

- ① 受付期間 告知の日から令和3年3月8日(月)午後5時まで
- ② 受付方法 別紙2「質問書」によりファクス又は電子メールにて提出すること。
- ③ 回答方法 軽微なものを除き、質問者及び事前説明会参加者全員にファクス又は電子メールにて随時回答する。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提案は、1者につき1案までとする。
- ② 提出物
 - ア 企画提案書(様式1、2)8部
 - ・様式1は添付資料を除いて1ページまで。
 - ・様式2は任意の資料を含め10ページまで。
 - ・A4用紙縦置き横書きとし、フォントは12ポイントを基本とすること。
 - ・様式2は、ページ番号を挿入すること。
 - イ 見積書 1部
 - ・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。
 - ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)
 - ウ 定款等 各1部
 - ・定款
 - ・前年度の事業報告書
 - ・収支計算書
※前年度の事業報告書および収支計算書は、所轄庁に提出している書類
 - ・役員名簿
※役員名簿については、氏名・性別・生年月日が記載されていること。
 - エ 納税証明書 1部
 - オ 誓約書 1部(様式3)

③ 提出期限・提出先・提出方法

- ア 提出期限 令和3年3月17日(水)午後5時まで(必着)
- イ 提出先 宮崎県環境森林部環境森林課(13参照)
- ウ 提出方法 郵送又は持参

(4) 審査方法

下記審査項目により、企画提案書等の関係書類及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、最も優れた提案を選定する。

(5) 審査項目

① 宮崎県環境情報センターの運営に関する業務

- ア 県の環境教育の拠点としての妥当性
- イ 他団体との連携状況
- ウ 環境保全アドバイザーの派遣体制
- エ こどもに対する環境教育への支援
- オ 業務執行体制
- カ 体験型環境教育の推進
- キ 県民の安全確保体制
- ク みやざき環境大学の開催内容
- ケ その他提案事業

② 宮崎県次世代エネルギーパーク活用推進に関する業務

- ア 宮崎県次世代エネルギーパークのPR
- イ 見学会の実施内容
- ウ 連絡会の実施内容

(6) 審査会(プレゼンテーション及びヒアリング)の実施

① 日時:令和3年3月23日(火)

※具体的な場所、時間割については、参加者に別途連絡する。

② 時間配分:説明20分以内、質疑20分以内

③ 実施方法

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
- ・参加者は、上記企画提案書により、作成した企画等を説明する。
- ・企画提案書等の説明後、説明内容等について質疑を行う。

④ その他

- ・必要に応じ企画書、見積書以外の資料の提示を求める場合がある。

9 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

10 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約

(性質又は目的が競争入札に適しないもの)

11 その他

- (1) 提出された資料は、返却しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画書は、協議の上、変更する場合がある。

12 注意事項

- (1) この業務委託は、当該業務に係る令和3年度宮崎県一般会計予算が議決となり、令和3年4月1日以降で、当該事業の予算の執行が可能となることが条件である。
- (2) この業務委託は、教育長により県立図書館の使用が承認されることが条件である。
- (3) 本業務委託契約を締結する際に、契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付が必要になる場合がある。

13 書類提出及び問い合わせ先

住 所	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁7号館2階）
担 当	宮崎県環境森林部環境森林課 温暖化・新エネルギー対策担当 佐久間
電 話	0985-26-7084
ファックス	0986-26-7311
電子メール	kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp